

1 南部クリーンセンターにおける委託業者が作成したマニュアルについて

別紙のとおり「Hitz 環境サービス株式会社安全衛生管理細則（抜粋）」

(補足説明)

- ・ 今回事故が発生したダンパーゲート下部の清掃を行うときは、ダンピングボックス（1階プラットホームの設備）の作業手順を使用している。
- ・ ダンパーゲートには金属製の配管・棒等をかますことができないため、3階の現場操作盤にて電気回路を遮断し、そのうえで当該操作盤に監視員を1名置き、作業を行っている。

2 クリーンセンターの直営職員と委託職員の業務範囲及び本市管理職の権限について

(1) 運転監視に係る直営・委託の業務範囲

直営	<ul style="list-style-type: none"><li>・ クリーンセンターの作業計画や保守管理（オーバーホール）計画の企画立案・策定</li><li>・ 運転監視委託業務の履行確認及び管理監督</li></ul>
委託	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各設備等の運転操作、監視・記録、点検・調整等</li><li>・ 設備等の定例的な点検・清掃・軽微な修繕</li><li>・ これらに付随する業務</li></ul>

※ 委託の業務範囲は、仕様書により定めている。

(2) 本市管理職の権限

- ・ 本市南部クリーンセンター工場課長が、委託業者の管理責任者に対し、委託契約履行に当たって必要な指示を行う。
- ・ 委託業者の管理責任者は、上記の工場課長の指示を踏まえ、作業者に作業を指示する。

(参考) 南部クリーンセンターの組織及び業務概要

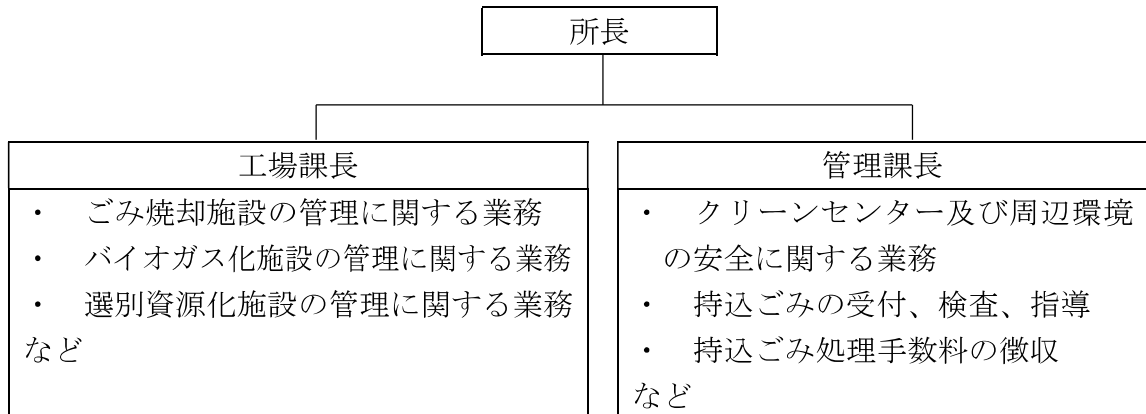


表-2つづき

注意項目	要点	関係法令	該当
保護具	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業時は会社の指定する作業服、安全帽を着用する。</li> <li>高さが2m以上で、かつ不安定な姿勢での作業時には、作業床を設けるか安全帯を使用する。</li> <li>粉塵等の発生する業務に従事するときは、適切な防塵マスクを着用する。</li> </ul>	<p>則110条</p> <p>則521条</p> <p>則593条</p>	<p>機器点検作業等</p> <p>塵芥壕扉手入れ クレーンクラブ上等</p> <p>炉内部、ホッパーステージの作業</p>
保護具使用の義務	必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。	則597条	
騒音防止の保護具	騒音を発生する場所では、耳栓その他保護具を使用しなければならない。	則595条	非常用発電機
各機器の点検・給油・清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>駆動している機械の運動を停止してから行う。</li> <li>運転の停止ができない場合は、危険な個所に覆いを設ける。</li> <li>他人が誤って運転しないように連絡表示を行う。</li> </ul>	<p>則107-1</p> <p>則107-2</p>	<p>各コンベア</p> <p>各ポンプ</p> <p>各ファン他</p>
原動機・回転・回転軸などの危険の防止	機械の原動機・回転軸・歯車・プーリー・ベルト等の作業者に、危険を及ぼす恐れのある部分には、覆い・囲い・スリーブ等を設けなければならない。	則101条	
運転開始時の合図及び連絡	運転機器周りの確認および運転開始の連絡合図を徹底する。	則104条	
クレーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>吊り上げ荷重5t未満のものについては、特別教育を受けた者も運転できる。</li> <li>クレーンを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に点検を行う。</li> <li>クレーンの定格荷重を常時知ることができるように表示する。</li> </ul>	<p>ク則21条</p> <p>ク則24-2</p>	<p>ごみクレーン</p> <p>ブレーキ/コントローラ/走行・横行レールの状態/ワイヤーの素線切れのチェック</p>
クレーン(定期自主検査)	クレーンを設置した後、1年以内毎に1回当該クレーンの自主検査を行わなければならない。	ク則34条	ごみクレーン 灰クレーン
電気関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏電による感電の防止。</li> <li>電気機械器具の操作部分については、照度を十分に取る。</li> <li>絶縁保護具の設置を行う。</li> </ul>	<p>則333条</p> <p>則335条</p> <p>則348条</p>	高圧・低圧用受電盤

その旨所属上長に報告し、その指示に従い作業にあたる。

### 3) 後燃焼下灰落下管の詰まり解除

- ① 灰押し出し装置現場操作にて、詰まりの状態を確認する。
- ② 詰まり具合が確認できたら、火格子下落下管の詰まりと同様に、火格子を停止し、誘引送風機を運転したまま、炉内への吹き込み送風機を停止し、炉内圧および火格子下の空気圧をマイナスに保つ。
- ③ 灰押し出し装置の水を抜く。
- ④ 詰まりがあると思われる位置を、ハンマー等で叩いてみる。灰が落ち始めると、灰押し出し装置に残った水分と灰が混ざって、水蒸気の吹き出しと噴煙が起こるので、作業者はその周辺より5m程距離を置く。落下が始まるときは、音で確認できるので、予め決めておいた方向へ避難する。
- ⑤ 上記作業にて詰まりが解除できない場合は、点検口などを解放して、掃除棒等で突いたり、叩いたりして詰まりを除去する。
- ⑥ 以上の作業にても詰まり解除ができない場合は、炉を完全に埋火または燃し切りにして完全に降温した後、詰まりの下部で管に穴を開けそれを除去する。

### 4) 炉内クリンカ除去作業

- ① 原則として炉を完全に燃し切り、作業まで2日以上あげ確実に降温してから作業にかかる。
- ② 検視扉を開いて通風させる。炉内冷却を確認後炉内に入り、クリンカの状態を確認する。
- ③ 定められた保護具を着用する。
- ④ 作業前に安全足場を設置し、必要な照明等準備する。
- ⑤ ハンマー・ケレン・チップパー等それぞれの状態に合わせた工具にて作業にかかる。作業手順としては、まず上側から付着物を除去し、次に下側へと作業を進めていく。
- ⑥ クリンカの内部は温度が高く、作業につれて雰囲気温度が上昇するので、作業は、指揮者の判断で短時間で終了するように考慮する。

## 第9条 その他の作業

### 9-1 ダンピングボックス

- 1) ダンピングボックスにごみが投入される時は、処理不適物や有害物が混ざり込んでないか、目視によって確認する。
- 2) ダンピングボックスの操作は、業務分担等によって決められた職員以外、操作をしないこととする。
- 3) 作業終了後ダンピングボックス下部の清掃を行うときは、ダンピングボックスを上までダンプさせ、支えになる金属製の配管・棒等をかませ、その他作業に支障がない限り現場盤にて回路を遮断する。その上で監視員を1名置き作業にはいる。